

要配慮者利用施設における 風水害時の避難対策

岐阜市都市防災政策課

GIFU CITY

平成28年台風10号

- ・東北太平洋側への上陸は観測史上初
- ・北海道・東北で大きな被害
- ・岩手県のグループホームで入所者9名が死亡

9名が死亡した高齢者施設（写真：国土地理院）



避難準備情報は発令されていたが、

- ・避難するべきか
- ・どう行動すべきか
- ・避難準備情報が
 どのような趣旨の情報か
 が分からなかった。

GIFU CITY

平成29年水防法・土砂災害防止法改正

近年の風水害において、要配慮者利用施設における
避難行動の遅れによる死者が発生

⇒要配慮者利用施設における、**洪水・土砂災害に係る**
「避難確保計画」の策定、避難訓練の実施が義務化。

※計画策定後は市への提出（施設所管課あて）が必要

※国の目標値：2021年までに100%

	浸水想定区域 (水防法)	土砂災害警戒区域 (土砂法)
H25以前	-	-
H25 水防法改正	努力義務	-
H29 水防法・土砂法改正	義務	義務

GIFU CITY

避難確保計画の策定対象施設

- ・洪水 ⇒ 河川氾濫時の浸水想定区域に含まれる施設
- ・土砂災害 ⇒ 土砂災害警戒区域内に立地する施設



(左図) 長良川の浸水想定区域
・市街地の広範囲が浸水する。
他の河川と合わせると
市全体の7～8割の施設が
策定対象となる

GIFU CITY



施設が対象地域に含まれるかの確認方法



平成28年3月に岐阜市内全戸に配布

⇒市内11ブロックごとに作成

市役所で配布しているほか、

ホームページで公開中

- 各種ハザードマップ（記事面・地図面）を統合し冊子化



洪水ハザードマップ

土砂災害ハザードマップ



作成にあたって

【よくある質問①】

- ・いきなり作成しろと言われても、どうやって作っていいかわからない

- ・国において計画の雛型が作成されているため、必要な事項を記載いただければOK
- ・既存の消防計画がある場合は、それに追記する方法も可。追記する場合の例について、国土交通省が公表している。

⇒計画ひな型や、追記する場合の事例について

国土交通省や市都市防災政策課のホームページに掲載中



作成にあたって

【よくある質問②】

- ・作成したが、内容が適切かわからない

- ・岐阜市では、作成後、一旦各施設を所管する部局に提出をお願いします。
- ・内容について、施設所管部局、防災、土木部局で確認し、追記修正等が必要な箇所があればお知らせします。

⇒まずはとにかく一度作成し、ご提出をお願いします



災害時に備え知っておいていただきたい内容①

市が発表する避難情報

注意報・警報／雨量計測値／水位予測／土砂災害等の前兆現象 など

●避難準備・高齢者等避難開始 (H28.12避難準備情報から名称変更)

- ・避難勧告・避難指示(緊急)を発令することが予想される場合
- ・特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始すべき段階。
⇒人的被害の発生する可能性が高まった状況

危

●避難勧告

- ・避難行動を開始しなければならない段階。
⇒人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

険

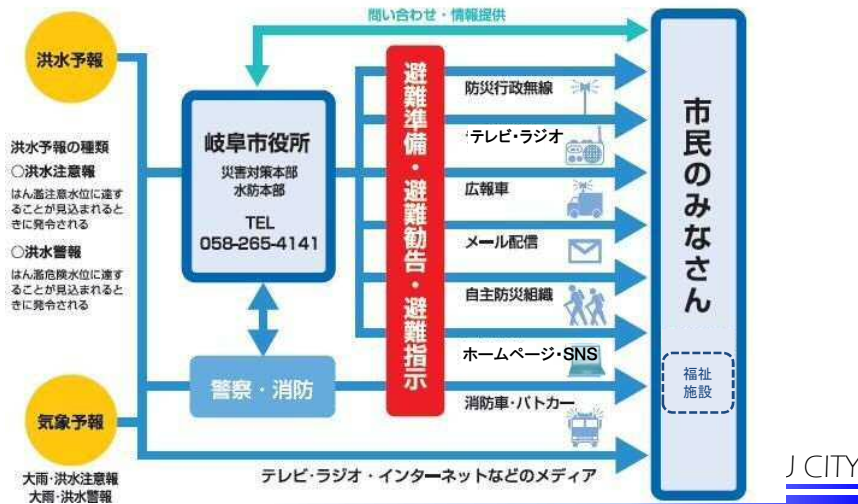
●避難指示(緊急)

- ・前兆現象の発生など、非常に切迫した段階
⇒人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
人的被害の発生した状況

度

災害時に備え知っておいていただきたい内容②

情報の入手方法



災害時に備え知っておいていただきたい内容②

【市の登録制メール】

- ・気象情報、避難情報、河川水位情報等を配信。

⇒収集すべき情報として、避難確保計画によく記載される河川の水位到達情報は、この配信サービスで取得できます。この機会にご登録をお願いします。

<登録方法>

- ・右のQRコード® の読み取り又は、gifucity@sg-m.jp に空メールを送信
- ・登録用URLが記載されたメール受信後、利用規約を確認いただき、「メール配信に同意する」ボタンを押します。
- ・受け取りたい情報を選択いただき、「入力内容を登録する」ボタンを押します。（各施設等で想定される災害に応じ、河川水位、土砂災害に関する情報など必要な情報が受け取れるよう選択してください）
- ・「本登録完了のお知らせ」メールが届いたら、登録は完了です。



GIFU CITY

※ご利用の際には、迷惑メール設定等の解除が必要となる場合があります。

災害時に備え知っておいていただきたい内容②

【防災行政無線】

- ・聞きのがした場合に、放送内容を以下の番号で確認できます
0800-200-6931（県内の固定電話のみ通じます。通話料無料）
058-267-5010（上記以外の電話でも通じます。通話料は有料）

【その他】

- ・テレビのデータ放送、気象庁のホームページ等の情報も充実しています
災害の恐れがあるときには積極的に情報を取に行きましょう

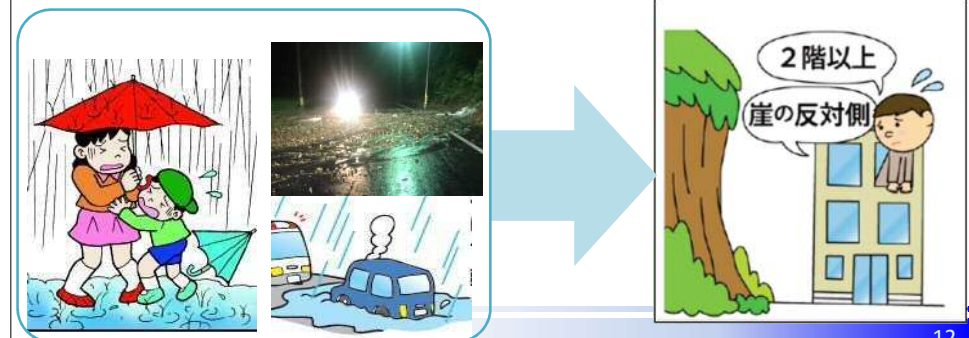
GIFU CITY

災害時に備え知っておいていただきたい内容③

緊急時の避難方法

【大雨により避難場所へ移動することの方が危険と感じる場合】

- ・近くの安全な建物（最上階は浸水しない高い建物など）に移動
- ・施設内の、より安全だと思われる部屋（上層階や山から離れた部屋）に移動





平成29年水防法・土砂災害防止法改正

近年の風水害において、要配慮者利用施設における避難行動の遅れによる死者が発生

⇒要配慮者利用施設における、**洪水・土砂災害に係る「避難確保計画」の策定、避難訓練の実施が義務化。**

※計画策定後は市への提出が必要

※国の目標値：2021年までに100%

	浸水想定区域 (水防法)	土砂災害警戒区域 (土砂法)
H25以前	-	-
H25 水防法改正	努力義務	-
H29 水防法・土砂法改正	義務	義務

GIFU CITY



訓練について

【よくある質問】

- ・計画書で避難先は設定したが、避難所までの移動を伴う訓練の実施が困難

- ・屋内安全確保の場所を定めている場合は、当該箇所への集合を行っていただく訓練を実施いただくことも可能です。
- ・その際、施設全体での同時実施が難しい場合、棟ごとに実施する等工夫していただいても構いません。
- ・実動訓練の実施が難しい場合は、避難のタイミングや情報の伝達、避難経路の確認を図上で行う訓練から始め、徐々にステップアップを図るなど、何らかの方法で実動訓練の実施に到達できるよう検討ください。

GIFU CITY